



大切なペットの世話ができなくなったらと思うと不安です。



ペットも家族の一員。そんな想いで生活している方はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。私自身もその一人なので、時々ふと「私になにかあったら愛猫はどうなるのだろう…」と不安になることがあります。

そこで、「大切なペットを託す相手、託した相手の負担を少なくする方法等を予め探して決めておきたい」ときにできることをご紹介します。

1. 遺言書をつくる

ペットを託す相手を指定して、その相手に財産を譲り渡すことができます。ペッ

トのお世話をしてもらうことを条件に遺贈するので、負担付遺贈と呼ばれています。譲り渡す金額を決める際には、ペットの世話に必要な額を考慮するだけでなく、他の相続人の遺留分を侵害しないように注意しましょう。また、遺言執行者を指定して、公正証書遺言にしておく、遺言の内容をスムーズに実現することができます。

2. 契約を結ぶ

遺言書で備えられるのは死後のことに限定されますが、生前贈与契約や信託契約を結ぶと、病気などでペットの世話を

することができなくなったときに備えることができます。贈与契約の場合、ペットの世話を条件に、相手に財産を贈与します。一方で、信託契約の場合、財産は相手方の財産とは分けて管理され、未来の飼主に費用が支払われることとなります。(財産を管理する人と未来の飼い主は同一でも構いません。)そのため、信託契約の方が費用や手間はかかるものの、ペットのためにより確実に財産を運用できる方法として近年注目を集めています。

どのような形で自分とペットの将来の安心を守っていくか、お困りの際には、行政書士等の専門家にぜひご相談ください。

(行政書士 栗村 奈見)

成年後見人が選任されたら、報酬はいくらぐらい必要なの？



家庭裁判所で法定後見人が選任された場合の報酬額がご心配なのですね。報酬額は家庭裁判所が決定するのですが、一般的な目安はあるようです。

裁判所のホームページにある平成25年1月1日付の東京家庭裁判所立川支部の「成年後見人等の報酬額のめやす」という文書には、成年後見人の基本報酬として、月額2万円とありますが、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3

万円~4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円~6万円と記載されています。

報酬額はそれだけでなく、成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加報酬として付加されます。また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあると記載されています。

特別の行為には、成人被後見人の身上

監護にあてる目的で不動産を売却して売却益を取得した場合などが該当します。

個々の報酬額は個人情報に当たるので、具体的なところは分からないのが実情ですが、認知症が改善されない限り、亡くなられるまで報酬を払い続ける必要があります。

認知症の心配が出てきたら、任意後見契約公正証書を作成して、家族などを後見人に指定しておくという方法もあります。認知症になったら家庭裁判所で成年後見監督人の選任を申し立てしなければなりません。法定後見監督人の報酬額は、法定後見人の基本報酬額は1~2万円ぐらいとされています。

個々の事情もありますので、詳細については行政書士など専門家にご相談ください。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

行政書士 栗村 奈見

〒270-2261 松戸市常盤平6丁目

松戸市
常盤平



たかた行政書士事務所

行政書士 高田 哲朗

〒271-0051 松戸市馬橋2422-1 ジュンパレス305

電話 050-3743-5844 FAX 050-3457-7090

<https://office-takata.jp>

松戸市
馬橋



遺産分割証明書を使うのは、 どういう場合なのですか？



「遺産分割協議書」に、相続人全員が署名押印することが難しい場合です。

「遺産分割協議書」と「遺産分割証明書」は、どちらも相続人同士で遺産分割の話し合いを行い、そこで決まった内容を記載し、その内容が正しいと証明する為に署名押印する書類という点では同じですが、以下の点での違いがあります。

その違いは、「遺産分割協議書」では、1部の書類を作成し、全ての相続人がその書類に署名押印をします。一方で、「遺産分割証明書」は、相続人の人数と同じ部数の書類を作成し、1部の書類に対して、1人の相続人が署名押印をします。

例えば、相続人が5人いる場合は、「遺産分割協議書」は、1部の書類を作成するのみですが、「遺産分割証明書」では、5部を作成する必要があります。

以上のことからすると、「遺産分割協議書」を利用した方が、書類作成、手続きをも含めて、容易ではないかと考えられますが、ではなぜ、「遺産分割証明書」が必要になるのでしょうか？その主な理由に以下の3つがあります。

1つ目は、相続人の人数が多い場合です。全員の相続人から1部の書類に署名押印を頂くことは、時間がかかりすぎることもあり、非協力的な相続人がいると

更に時間がかかってしまうこともあるからです。

2つ目は、自分の住所などの個人情報を他の相続人に知られたくない相続人がいる場合です。「遺産分割協議書」では、1部の書類に相続人全員が順番に署名押印していくので、先に署名押印した相続人の住所などの個人情報を後に署名押印する相続人に知られてしまうことがあるからです。

3つ目は、それぞれの相続人が、遠方に住んでいて1部の書類に署名押印するのに手間がかかる場合です。郵送等でのやりとりの過程で書類を紛失する可能性もあるからです。

ご相談は、お早めに行政書士等の専門家にして下さい。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

公正証書遺言は出張作成してもらえると聞いたのですが？



出向くことが難しい人は公証役場以外でも公正証書遺言を作成できます。

公正証書遺言は、公証役場で作成することが一般的なので、公証役場に行くにも足が悪いとか病気で入院しているなど、様々な事情によりあきらめてしまう方がおありです。しかし、公正証書遺言は公証人に出張してもらい自宅・病院・施設等でも作成することができます。また、遺言者が署名することができない場合は公証人がその事由を付記することで、署名に代えることができ(民法第969条4号)、口がきけない人、耳が聞こえない人でも作成はできます(民法第

969条の2、1・2項)。

出張により作成する場合、次の二点に注意する必要があります。それは、①遺言手数料のほかに病床執務加算(遺言手数料の50%)、日当、交通費を負担しなくてはならないため、通常の場合より費用がかかります。②公証人には業務管轄が定められており出張は公証人が所属する法務局の管轄内になるので、公証役場と病院が近くても、所属する法務局の管轄外であれば出張による作成は依頼できません。このため出張してもらう場所と依頼する公証役場の管轄を確認する必要があります。

公正証書遺言は証人二人以上の立ち合いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人の前で口授し、公証人が遺言者の真意を的確にまとめ、公正証書遺言として作成するものです。自筆証書遺言に比べ、①方式の不備で無効になることや紛失や改ざんのおそれがないこと、②家庭裁判所での検認手続きの必要がないこと、という二つの大きなメリットがあります。

実際の遺言作成には、戸籍謄本等の必要書類の準備や公証人との細かな打ち合わせ、更に出張作成の場合は公証人、病院・施設との調整や場所の確認等(特に昨今のコロナ禍での面会には工夫が必要です。)があります。行政書士はこれら課題解決のお手伝いをすることができます。お早目のご相談が安心です。

(行政書士 半田 直子)

定期的に遺言相続セミナー、無料相談会を開催しています。日時や内容、ご質問等、お近くの事務所にお問合せ下さい！



★掲載している各行政書士情報は、令和4年11月25日時点の内容です。

行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 飯田 利治

野田市
山崎

〒278-0022 野田市山崎 2635-7H・MレジデンスA棟 315
電話 050-3748-0168 FAX 050-3588-8093
<https://tiidal68.jimdofree.com>

行政書士半田事務所
行政書士 半田 直子

松戸市
大谷口

〒270-0005 松戸市大谷口 265-1-409
電話 047-705-9088 FAX 047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>